

1. 策定の趣旨

長期的展望に立ち、めざすまちづくりの将来像を掲げ、その実現に向けて、総合的かつ計画的に市政運営を進めるための指針である総合計画の策定趣旨を示す。

- 本市は、昭和46(1971)年の市制施行以来、5次にわたる総合計画を策定し、まちの発展と市民福祉の向上に取り組んできた。
- この間、豊かな自然と歴史・伝統文化のもと、首都近郊都市として住宅・産業・自然のバランス良いまちづくりを進め、当時4万5千人であった人口は10万人を超え、令和3(2021)年3月に市制施行50周年を迎えるなど、順調に発展してきた。
- 平成25(2013)年度にスタートした第5次総合計画では、将来都市像「しあわせ創造都市いせはら」の実現を目指し、市民、地域、企業、団体などが支え合い、つながり、行政と連携する「みんなの力」を原動力に、まちづくりを推進してきた。
- 第5次総合計画が令和4(2022)年度をもって終了するが、今後、本格的な人口減少が予測される変化の激しい時代に的確に対応した市政運営が求められている。
- このような中、市民の暮らしやすさと持続性の高いまちづくりを進めるため、本市の持つ強みや特性を生かしながら、これまでの取組を足がかりにし、令和5(2023)年度を始期とする(仮称)伊勢原市第6次総合計画を策定する。

2. 計画の構成と期間

長期的なまちづくりを展望しつつ、変化の激しい時代に柔軟かつ的確に対応していくため、「基本構想」「基本計画」「実施計画」からなる3層構造とし、それぞれの計画期間を示す。

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
基本構想	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合的なまちづくりの指針となるもので、長期的なまちづくりを展望し、将来都市像を定め、その実現に向けた基本となる理念や政策を掲げる。 ■ 計画期間 令和5(2023)年度～令和14(2032)年度の10年間 									
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本構想に掲げる将来都市像の実現と、基本政策を推進するための具体的な施策を位置付ける。 ■ 前期基本計画期間 令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間 ■ 後期基本計画期間 令和10(2028)年度から令和14(2032)年度までの5年間 									
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本計画に位置付ける施策を推進するための具体的な事業を位置付ける。 ■ 計画期間は3年間とし、未知の感染症や紛争等に伴う社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応するため、毎年度、事業の構成や内容等を見直すことのできるローリング制を導入する。 									